

(略)

|         |          |
|---------|----------|
| 東京都監査委員 | 伊 藤 ゆ う  |
| 同       | 伊 藤 こういち |
| 同       | 茂 垣 之 雄  |
| 同       | 岩 田 喜美枝  |
| 同       | 松 本 正一郎  |

令和4年9月5日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

#### 記

本件請求において、請求人は、都営住宅管理総合システム及び都営住宅募集オンライン申請システム（以下「本件システム」という。）に係るプログラム改善委託等について、長期間、特命随意契約によるために他の業者が参入できないことから都は相場と比較して不当に過大な金額を支払っているなどとして、その補填等をするよう求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

## 1 本件システム等に係る委託金額が高額である等の主張について

請求人は、都営住宅管理総合システムの機器更新に係る環境構築等委託、同システム用端末機器OSライセンスの借入れ、令和3年度同システムにおけるプログラム改善委託（その2）、令和3年度同システムにおけるプログラム改善委託（その3）、令和4年度同システム運用委託、同システム用端末機器等の借入れ（再リース）、都営住宅募集オンライン申請システム拡張用サーバ機器等の借入れ、令和4年度同システムにおけるプログラム改善委託、令和4年度同システムにおけるプログラム改善委託（2次リース）、及び令和4年度同システム拡張用サーバ機器の環境構築委託（以下、これらを「本件各契約」という。）、並びに都営住宅募集オンライン申請システム用サーバ機器等の借入れ及び出勤管理システムカードリーダーの借入れ（長期継続契約）を、本件請求の対象とし、都とA社との本件各契約は他社が参入することができない特命随意契約によるものであり、長年にわたり競争が排除されているため、本件システムに係る契約金額は相場と比較して高額過ぎる結果となっている。また、本件システムは技術の選定が不適切であり、利用者にとって不便な操作を余儀なくされることがあっても、A社が都の依頼に応じないために容易にその改善ができない状態となっている、と主張する。

請求人が問題とする都とA社との契約方法については、法に規定されており、法第234条第1項では「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」、同条第2項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」としている。「政令で定める場合」として、同法施行令第167条の2第1項第2号は「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」としている。

同施行令で規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」について、最高裁判所昭和62年3月20日判決では、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公

共同体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号（注：現行法では第二号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」と判示している。

これを本件請求についてみると、請求人は、本件各契約について、「メインフレーム時代から」「一社による特命随意契約が繰り返されており」その結果、「他社が参入できず、長年に渡り競争が排除されており、価格が相場と比較して高額過ぎる」状態となっていることや、「ヒアリング段階で画面遷移を伴うことは明らか」にもかかわらず「技術の選定がおかしい」ことなどから、結果として「都民は過大な税負担と不便なシステムを押し付けられている」状態となっていると主張しており、これらの主張の根拠として、本件システムでは「戻る・進むボタンが使えない」等の機能的制約があること、また、請求人自身の見解のほか、請求人が都デジタルサービス局担当者から聴取したとする内容を挙げて、同担当者が「1千万円でできるはずと感じた」「役所の内部に相場が分かる者が不在」「スキルがあまり高くないエンジニアが開発しているのだろう」など請求人と「まったく同じ感想を述べていた」こと、であると解される。しかし、請求人の主張する機能的制約は都営住宅入居者募集に申込ができなくなるなど都民の利益を制限せしめているものとまで指摘しているとは言えず、また、請求人が聴取したとする上記内容は、あくまで都職員とされる者の感想にとどまるものである。

請求人は、本件各契約について「違法ではなくても、地方自治法242条の不当な公金の支出にあたる」と主張するが、一般に不当とは、違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当ではないことをいい、支出そのものは必ずしも不当ではないが、額が不適當な場合を含むものであると解されるどころ、本件各契約を前提とした場合、「当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になること」

（上記最高裁判決）も一定の要件の下では許容されると解するのが相当である。この点、請求人は本件各契約における価格の有利性が犠牲となっていることについて、A社が当初、1億円という見積り金額を出したが、1千万円でできるはずと感じ何とか4千万円まで下げさせたという本件各契約に係る経緯を挙げるが、これらは請求人が聴取したとする都職員とされる者の感想とされる内容であって、本件各契約におけ

る価格の有利性が犠牲とされていることについて、明らかに許容されがたいことを具体的・客観的に摘示しているとは言えない。したがって、本件請求は、上記最高裁判決にいう契約担当者の合理的な裁量を逸脱し又はその判断が不当であることを具体的・客観的に主張・疎明しているものとは認められず、本件各契約が不当に高額であるなどとして都に損害を発生させているとする具体的・客観的な主張・疎明をしているものとは認められない。

なお、本件請求の対象とされる都営住宅募集オンライン申請システム用サーバ機器等の借入れについては請求人の主張する随意契約によるものではなく、出勤管理システムに関する契約についてはその違法・不当の理由について摘示されていない。

## 2 次期システム開発に係る費用等の妥当性に関する主張について

請求人は、本件システムの次期システムの計画について言及し、たとえ当該開発に係る契約の相手方がA社でなかったとしても、重厚長大なシステムを一体的に開発すれば、都は結局、大手企業などの限られた会社に頼らざるを得なくなり、上記1で指摘した問題が繰り返され、長年、融通の利かないシステム運用等を強いられる懸念があることから、都に損害が生じるおそれがあると主張し、併せて、本件システムが短期間で次期システムに置き換わることになるので本件各契約に関しコストの妥当性が検証されなければならない旨、主張しているものと解される。

ところで、法第242条第1項でいう「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」については、平成23年1月14日大阪地裁判決によれば「当該行為がされるおそれが存する場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すと解するのが相当である。」と判示している。

これを本件請求についてみると、請求人が上記主張の前提とする次期システムについては「令和8年度にリリース予定」であり「1億円を超えるそうだ」と述べるにとどまるものである。したがって、本件請求の時点において、将来、請求人の主張するような契約の締結若しくは履行については、上記判決にいう相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているものとは言えない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。